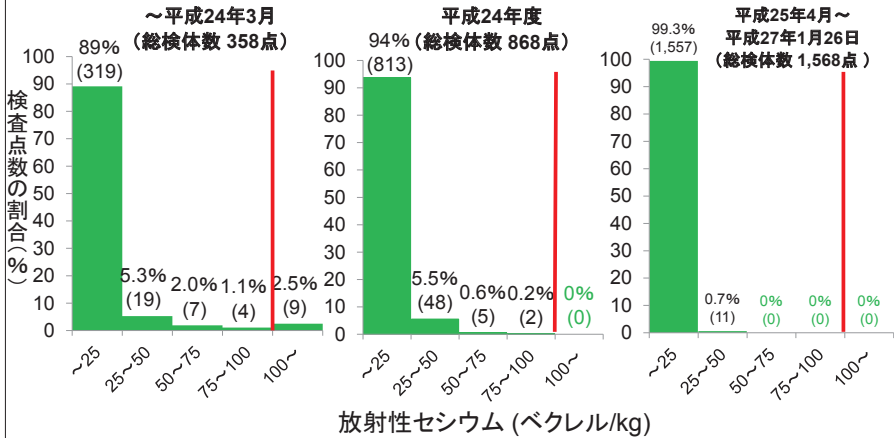


菌床しいたけで平成24年度以降に基準値を超過したものは無い。



(注) ・平成27年1月26日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。 農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

おが粉や栄養剤などを混合した培地にきのこの菌を植えた菌床しいたけからは、2012（平成24）年4月以降は基準値100ベクレル/kgを超えるものはありません。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2014年3月31日

：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか